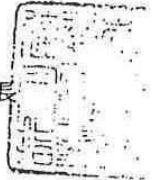


建設省住指発第31号  
平成3年 1月31日

都道府県建築主務部長 殿

建設省住宅局建築指導課長



特殊な鉄筋継手の取扱いについて

重ね継手、ガス圧接継手及び重ねアーク溶接継手以外の鉄筋継手である機械的継手、圧着継手及び溶接継手（以下「特殊な鉄筋継手」という。）の取扱いについては、従来、「特殊な鉄筋継手の取扱いについて」（昭和58年9月5日付け建設省住指発第273号）（以下「昭和58年通達」という。）により、建築基準法施行令第73条第5項の規定に適合するものとして、小職において認定を行ってきたところであるが、今般、その使用実績等の蓄積がなされてきたことにかんがみ、今後は下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

また、昭和58年通達は、廃止する。

なお、貴管下特定行政庁に対しても、この旨、周知方お願いする。

記

1. これまで、特殊な鉄筋継手については、各社の継手工法ごとに小職において、認定してきたが、今後は認定を行わないこととする。
2. 各社の継手工法の性能の確認に当たっては、別添1の1の鉄筋継手性能判定基準（溶接継手の継手性能の確認にあつては、別添1の2の鉄筋の溶接継手性能判定基準）及び別添2の鉄筋継手使用基準による継手工法については、建築基準法施行令第73条第5項の規定に適合する性能を有するものとして取り扱って差し支えないものとする。なお、財団法人日本建築センター等の審査機関においてあらかじめ審査されたものにあつては、その審査結果を参考に取り扱われたい。
3. 昭和58年通達に基づき小職の認定を受けたものについては、建築基準法施行令第73条第5項の規定に適合するものとして取り扱って差し支えない。